私たちが未来を変える

~安心社会に向けて~

No.267 2020年11月20日

理台星城



日本労働組合総連合会 宮城県連合会(連合宮城)

発行人 大黒雅弘 編集人 阿部祥大

〒980-0014 仙台市青葉区本町 2-12-7 OTEL (022) 263-9 7 6 2 FAX (022) 263-9 7 6 3 E-mail:info@miyagi.jtuc-rengo.jp

第71回地方委員会を開



連合宮城は、2020年10月27日(火)、ハーネル仙台(仙台市) において、連合宮城『第71回地方委員会』 を開催した。本地方委員会は、現下の新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、各構成組織 代表地方委員のみの出席とし、ソーシャルディスタンスの確保を含め感染防止対策を徹底し行った。

≪地方委員 69 名 (内、委任地方委員 42 名、特別地方委員 5 名)、役員 36 名、総勢 105 名出席≫ ○当日会場出席人数:64名 ○通常会場収容人数:255名 会場収容率:25%

議長団には自動車総連・長澤裕之地方委員、私鉄総連・山田俊徳地方委員 の2名を選出し、スムーズな議事進行に努めていただいた。

冒頭、執行部を代表し小出会長は、「困難な時期に参加していただいた皆 様に感謝申し上げる。これまでの期間、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、



私たちは経験したことのない事態に直面している。本日の地方委員会もこのような形で行わざるを得ない環境にあ る。しかし、手探りであるがこの新型コロナウイルス感染症と向き合いながら、私たちの活動も前に進めていく必要 がある」と挨拶。その他にも、連合岩手の不正経理問題、コロナ禍における地域経済の状況、2021春闘や雇用状況、 第49回衆議院選挙への協力等をお願いし、第16期後半への運動の決意を述べた。

その後、一般活動報告ならびに2020年度会計決算・監査報告がなされ承認された後、議案では、2020春季生活闘 争まとめ(案) や2021年度運動の進め方、新規加盟組合表彰についてなど、8 議案が提案され、満場一致で承認された。 また、第2号議案2021年度運動の進め方(案)についてでは、運輸労連・齋藤地方委員ならびに私鉄総連・吉本地方 委員より補強意見があった。







第71回地方委員会

2020春季生活闘争のまとめ(案)について 第1号議案

2021年度運動の進め方(案)について 第2号議案

2020年度会計剰余金処分(案)について 第3号議案

第4号議案 2021年度会計予算(案)について

第5号議案 新規加盟組合表彰について

第6号議案 連合宮城役員の選出について

第7号議案 連合宮城役員の交代について

第8号議案 連合宮城役員の表彰について

補強意見

第2号議案 2021年度運動の進め方(案)について

○運輸労連•齋藤地方委員

- ・組織拡大(10万連合宮城NEXT)に向けた 取り組みについて
- ・ 労働相談体制の見直しに伴う、機能の充実・ 強化について

○私鉄総連・吉本地方委員

新型コロナウイルス感染症を踏まえた、更な る対策・支援の要請について

2020年11月20日 連合宮城 No.267

「県内3病院の連携・統合」に係る要請行動!

2020年10月28日(水)、連合宮城は、自治労宮城県本部より、「県内3病院(県立がんセンター・東北労災病院・仙台日赤病院)の連携・統合」に係る宮城県への要請行動の協力依頼があり、要請を実施した。

宮城県に対しては次の5項目について要請を行った。

- 1. コロナ禍においても県民が安心して受診できる医療体制を構築すること。
- 2. 3病院にかかる患者が、継続して医療を受けられる体制を維持すること。
- 3. 3病院の連携・統合に際して、職員の雇用を守ることを最優先とすること。
- 4. 3病院の連携・統合に関する進捗状況を開示すること。また、統合を前提とした誘致合戦が過熱していることから、県主導で正確な情報開示を行い、住民・医療従事者に混乱をきたさないよう配慮すること。
- 5. 県立がんセンターを移転せずに、高度ながん専門医療機関として位置づけること。



宮城県の最低賃金が変わりました!

宮城県の地域別最低賃金は2020年10月1日より次のとおり改訂されました。

1時間あたり 1 円引き上げられ



さらに、深夜の時間帯(午後10時~午前5時)に 勤務した場合は25%が加算され、1時間あたり



最低賃金は、働くすべての人に賃金の最低額を補償する制度です。 年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、全ての労働者が適用となります。

宮城県特定最低賃金(3業種)も変わります!!

- ○宮城県鉄鋼業最低賃金
 - 1時間あたり 2 円引上げ 925 円 (2020年12月15日より改正)
- ○宮城県自動車小売業最低賃金
 - 1時間あたり 1円引上げ 891円 (2020年12月24日より改正)
- ○宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
 - 1時間あたり 2円引上げ 864円 (2020年12月20日より改正)